

住居確保給付金 よくあるご質問 (2021.1.1ver)

Q 「くらしごとセンターの面接などの支援を受ける」とは具体的にどのようなことですか。

A 当面の間は、新型コロナウイルスの影響を考慮し、
・月1回以上、就職活動結果と収入状況の報告を電話・郵送・メール等にて行う
・必要に応じて、就労支援員との面談または電話による助言・指導等を受ける
こととしております。

Q 新型コロナウイルス感染症拡大に関する給付金や融資は収入や資産に含めますか。

A 給付金、融資ともに収入や資産に含めません。

Q いつから住居確保給付金をもらえますか。

A 原則として、申請のあった月に支払うべき家賃相当分から支給を開始します。支給日は毎月末です。ただし、申請のあった月の収入が確定しておらず収入要件の判定ができない場合や、申請書類に不備や疑義があり審査に時間を要する場合は、支給開始が遅れることがあります。

Q いつまで住居確保給付金をもらえますか。

A 常用就職が決まり、就労に伴う収入が収入基準額を超えた時点で支給は終了します。支給期間は原則3か月ですが、一定の要件を満たしている場合、延長が認められます。(最長9か月)
※令和2年度中に新規申請して受給を開始した方については、延長の要件を満たす場合は延長を3回まで、支給期間は最長で12か月間まで可能です。

Q 店舗兼住宅を賃借し自営業を行っていますが、住居確保給付金の対象となりますか。

A 住居分については支給対象となります。なお、店舗兼住宅としての家賃を事業経費としている場合及び賃借人が法人である場合は、住居確保給付金の対象となりませんので、ご注意ください。

Q 個人事業主やフリーランスの場合は、求職活動はどうなりますか。

A 事業やフリーランスでの仕事を継続する場合、減少した収入をまかなうためにアルバイトなどの副業を検討していただきたいと考えています。ただ、雇用契約によらない就業形態を断念していただくものではございませんので、事業収入を中心として生計を立てようとする場合は、事業者向けの各種制度の利用についてもご検討ください。

Q 会社等に勤めており給与が減少した場合、求職活動はどうなりますか。

A 現在の就業先と併せて新たな雇用先などを探すことなどを含め求職活動することをご検討頂く場合があります。休業等に伴う副業の可否については、雇用主にご確認ください。

Q 失業して自宅療養中ですが、住居確保給付金は受けられますか。

A 住居確保給付金は就職活動をすることが要件となるため、傷病等により医師から就労を止められている場合などは受けることができません。